

東京都消費者被害救済委員会の概要

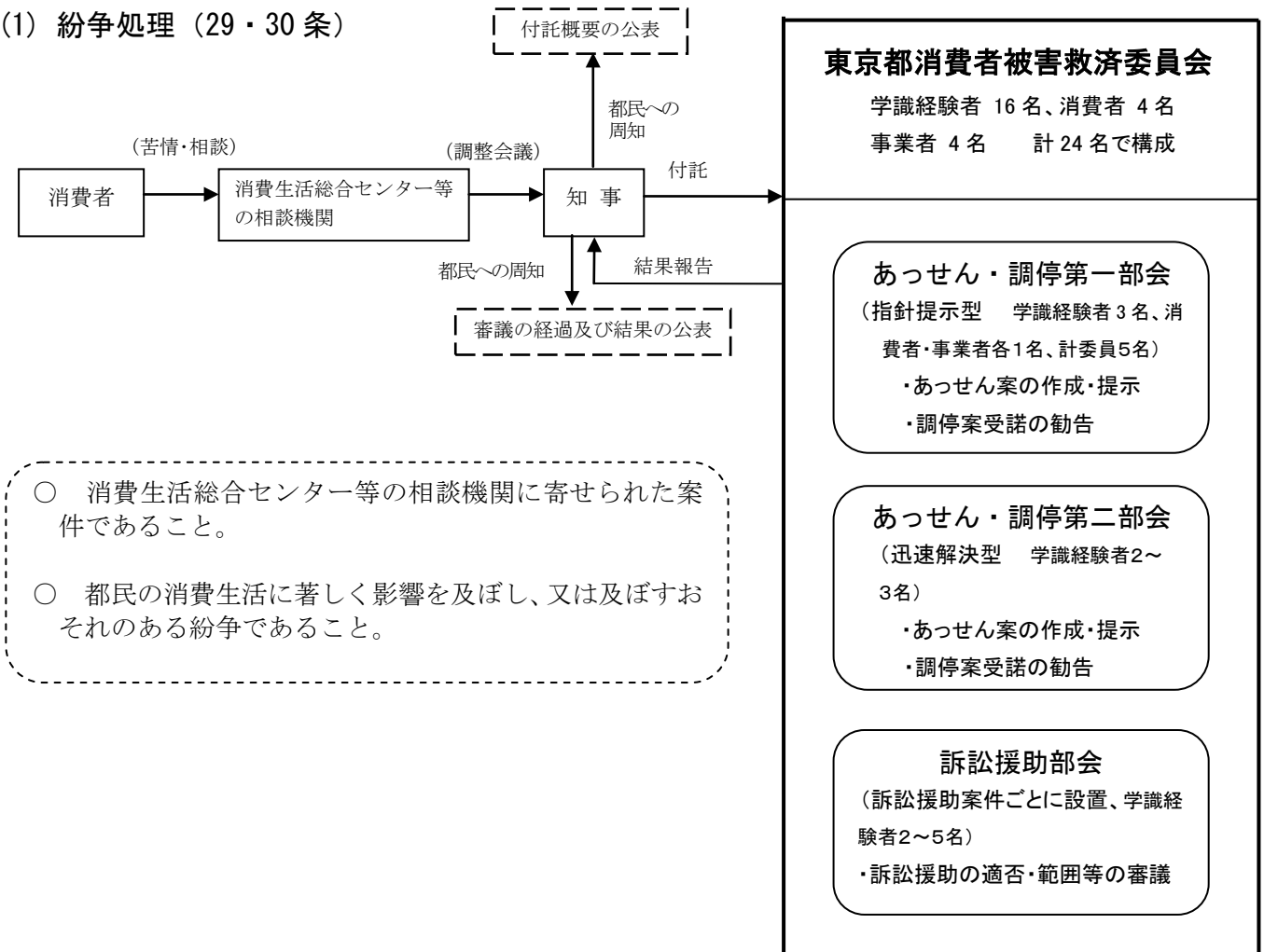
1 目 的

消費生活総合センター及び区市町村並びに一定の要件を満たした消費者団体（以下「消費生活総合センター等」という。）の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある紛争について、東京都消費生活条例に基づき設置された知事の附属機関である東京都消費者被害救済委員会が、「あっせん」や「調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図る。

また、知事は委員会の意見を聴いて、消費者訴訟に対して訴訟資金の貸付け等の必要な援助を行う。

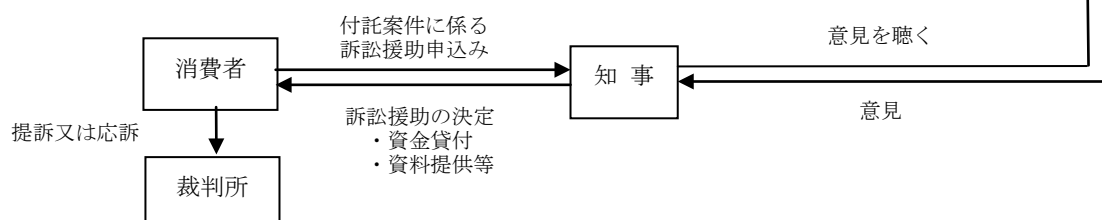
2 消費者被害救済のしくみ

(1) 紛争処理（29・30条）



(2) 消費者訴訟の援助（31条）

知事は、委員会に付託した紛争案件のあっせん・調停が不調となり、消費者が、事業者を相手に訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合で、条例が規定する要件を満たすときは、委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、訴訟資金の貸付等、訴訟活動に必要な援助を行うことができる。



東京都消費者被害救済委員会事業実績

1 紛争処理

平成26年8月12日現在

件 名		付 託	処理結果
		知事報告	
1	医療保険事務講座に関する紛争	51. 6. 22 52. 2. 28	あっせん不調（訴訟援助）
2	学習用教材機器（訪問販売）購入契約の解除に関する紛争	53. 3. 13 53. 6. 22	あっせん成立
3	布団（訪問販売）購入契約の解除に関する紛争	54. 9. 29 54. 12. 24	あっせん成立
4	カセット教材（訪問販売）購入契約の解除に関する紛争	54. 9. 29 54. 12. 24	あっせん成立
5	個品割賦購入あっせん契約（小学生用学習教材）における紛争	56. 3. 27 56. 10. 15	あっせん成立
6	個品割賦購入あっせん契約における紛争（小学生用学習教材及び学習教室）	56. 3. 27 57. 3. 19	あっせん成立
7	個品割賦購入あっせん契約等における紛争（家具販売会社の倒産）	59. 5. 9 59. 9. 17	あっせん成立
8	会員権契約における為替手形を伴う金銭消費貸借契約に係る二重支払請求等紛争	60. 12. 17 61. 8. 7	あっせん成立
9	連鎖販売業（マルチ商法）に係る消費者紛争	62. 11. 12 63. 9. 19	あっせん成立
10	福祉資格関係の教育サービスに係る紛争	3. 3. 14 3. 11. 27	あっせん・調停不調（訴訟援助）
11	英会話教室の倒産による関連信販会社との紛争	6. 4. 6 7. 7. 26	信販 3 社のうち 2 社はあっせん成立、1 社はあっせん・調停不調
12	進学指導教室の倒産による関連信販会社との紛争	6. 4. 6 8. 1. 11	あっせん・調停不調
13	不適正販売業者と加盟店契約をしていた信販会社との紛争	8. 1. 11 8. 10. 24	信販 2 社のうち 1 社はあっせん成立、1 社はあっせん・調停不調
14	外国語会話スクールの中途解約に係る紛争	8. 10. 24 9. 6. 12	あっせん成立
15	絵画（版画等）の販売に係る紛争	9. 10. 31 10. 2. 20	あっせん成立
16	㈱ココ山岡宝飾店倒産に係る大手信販会社との紛争	10. 3. 12 13. 4. 6	信販 3 社のうち 1 社はあっせん成立、2 社は事実上解決
17	呉服販売店「株式会社銀座おゝぎ屋」グループの倒産に係る信販会社との紛争	11. 3. 1 11. 7. 12	申立人 3 名は合意成立、2 名はあっせん・調停不調（訴訟援助）
18	サイドビジネスとしてのインターネット広告代理店契約に係る紛争	12. 7. 13 13. 4. 6	あっせん成立
19	エステティックサロン「アロマベール」倒産に係る信販会社との紛争	13. 7. 24 14. 3. 27	あっせん成立
20	高齢者が結んだ屋根補強等の工事契約に係る紛争	13. 11. 28 14. 3. 27	あっせん成立
21	レジャー会員権の契約に係る紛争	14. 5. 15 14. 10. 8	あっせん成立
22	床下調湿剤等の契約に係る紛争	14. 9. 24 15. 3. 27	あっせん成立

件 名		付 託	処理結果
		知事報告	
23	連鎖販売取引の解約に係る紛争	14. 10. 31 15. 5. 22	あっせん成立
24	メイク落とし洗顔料による身体被害に係る紛争	15. 3. 27 15. 12. 19	あっせん成立
25	英会話教室「サイバーカレッジ」の閉鎖に伴う信販会社との紛争	15. 3. 27 16. 1. 29	あっせん成立
26	通訳・翻訳者養成コースのある外国語教室の解約に係る紛争	15. 8. 26 16. 3. 25	あっせん成立
27	アポイントメントセールスによる宝飾品購入契約に係る紛争	15. 12. 19 16. 5. 27	あっせん成立
28	海外留学の契約を条件とする業務提供等に係る紛争	16. 3. 25 16. 8. 25	あっせん成立
29	高齢者と次々契約した外壁改修の工事契約に係る紛争	16. 9. 21 17. 3. 4	あっせん成立
30	原野下取りに伴う別荘地購入契約に係る紛争	16. 12. 2 17. 5. 31	あっせん成立
31	パソコンを使用する内職のあっせんに係る紛争	16. 12. 2 17. 5. 18	あっせん・調停不調
32	金銭消費貸借契約を利用する割賦購入あっせんに係る紛争	17. 8. 24 18. 4. 20	申立人 3 名は合意成立、1 名はあっせん・調停不調
33	病気のペット購入契約に係る紛争	18. 2. 8 18. 6. 21	あっせん成立
34	結婚相手を紹介するサービスに係る紛争	18. 10. 3 19. 3. 14	あっせん成立
35	高齢者が結んだ自費出版契約等に係る紛争	19. 3. 7 19. 10. 15	あっせん成立
36	高額な包茎手術の契約に係る紛争	20. 1. 9 20. 7. 24	あっせん成立
37	医療体制の充実をうたった有料老人ホームの契約に係る紛争	21. 1. 27 21. 10. 15	あっせん成立
38	ライセンス取得インターンシップ留学の契約に係る紛争案件	22. 2. 16 23. 8. 5	あっせん・調停不調（訴訟援助）
39	有料老人ホームの退去に伴う返還金に係る紛争	22. 6. 28 22. 11. 29	あっせん成立
40	モデル・タレント養成講座等の契約に係る紛争	22. 11. 25 23. 5. 18	あっせん成立
41	有料老人ホーム入居後の死亡に伴う返還金に係る紛争	22. 12. 15 23. 6. 15	あっせん・調停不調（訴訟援助）
42	アートメイクアーティストの養成講座の契約に係る紛争	23. 4. 26 24. 2. 16	あっせん成立
43	高齢者向け賃貸住宅の退去に伴う返還金に係る紛争	23・11・9 24. 5. 10	あっせん成立
44	エステティック契約などの次々販売に係る紛争	24. 2. 8 24. 6. 18	あっせん成立

件名		付託	処理結果
		知事報告	
45	上乗せ介護サービス契約に係る紛争(第2部会)	24. 6. 26 24. 8. 23	付託後当事者で合意（全額返金）
46	脱毛等の次々契約に係る紛争(第2部会)	24. 6. 26 24. 8. 23	付託後当事者で合意（既払金返金）
47	甲クリニックとの高額な包茎手術の契約に係る紛争(第2部会)	24. 6. 26 24. 12. 13	あっせん成立
48	乙クリニックとの高額な包茎手術の契約に係る紛争(第2部会)	24. 6. 26 24. 12. 13	あっせん成立
49	会員制ビジネススクールの契約に係る紛争(第2部会)	24. 8. 23 25. 2. 21	あっせん・調停不調
50	インターネット通販の副業に係る紛争(第2部会)	24. 8. 23 25. 2. 25	あっせん不調、調停解決
51	別荘地として購入した山林の売買契約に係る紛争(第2部会)	24. 9. 20 25. 1. 9	あっせん成立
52	有料老人ホームの入居一時金に係る紛争(第2部会)	24. 10. 29 25. 3. 27	あっせん成立
53	訪問販売によるモバイルデータ通信契約の解除に係る紛争(第1部会)	25. 2. 4 25. 9. 3	あっせん成立
54	訪問販売によるCO2排出権取引の契約に係る紛争(第1部会)	25. 2. 25 25. 8. 29	あっせん・調停不調
55	リゾートクラブ会員権の預託金返還に係る紛争(第2部会)	25. 3. 27 25. 9. 5	あっせん・調停不調
56	在宅ワークの業務提供を前提としたシステム製品等の購入契約に係る紛争(第2部会)	25. 7. 4 26. 2. 7	あっせん成立
57	カンボジアのアパートメント売買契約に係る紛争(第2部会)	25. 7. 18 25. 12. 19	あっせん・調停不調
58	過去に購入した原野売却のために複数業者と次々に契約した土地管理契約等に係る紛争(第2部会)	25. 11. 27 26. 5. 22	あっせん成立
59	芸能マネジメント契約に伴うタレント養成所との契約に係る紛争(第2部会)	25. 11. 28 26. 6. 24	あっせん成立
60	個別クレジット契約の取消しに係る紛争(美容器購入契約)(第2部会)	25. 12. 24 26. 7. 10	あっせん・調停不調
61	モデル事務所との所属契約に係る紛争(第2部会)	26. 3. 12	審議中
62	紹介による浄水器等の売買契約及びその販売ビジネス契約に係る紛争(第1部会)	26. 3. 13 26. 8. 12	あっせん成立
63			
64			
65			
66			

件名		付託	処理結果
		知事報告	
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

平成26年8月1日現在

氏 名		備 考
学識経験者委員 (16名)		
安 藤 朝 規	弁護士	
上 柳 敏 郎	弁護士	
大 澤 彩	法政大学法学部准教授	
沖 野 眞 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長代理
織 田 博 子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
角 紀代恵	立教大学法学部教授	
鎌 野 邦 樹	早稲田大学大学院法務研究科教授	
川 地 宏 行	明治大学法学部教授	
佐々木 幸 孝	弁護士	
執 行 秀 幸	中央大学大学院法務研究科教授	
千 葉 肇	弁護士	
中 野 和 子	弁護士	
平 野 裕 之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
村 千鶴子	弁護士・東京経済大学現代法学部教授	会長
山 口 廣	弁護士	
米 川 長 平	弁護士	
消費者委員 (4名)		
奥 田 明 子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
佐 野 真理子	主婦連合会 参与	
橋 本 恵美子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
宮 原 恵 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 総務部 部長	
事業者委員 (4名)		
栗 山 昇	東京都商工会連合会 副会長	
中 村 幸 夫	一般社団法人東京工業団体連合会 専務理事	
橋 本 昌 道	東京商工会議所 常任参与	
穂岐山 晴 彦	東京都中小企業団体中央会 常勤参事	

東京都消費生活条例（抜粋）

平成6年10月6日

条例第110号

第5 章消費者の被害の救済

（東京都消費者被害救済委員会）

第29条 前条第1項に規定する申出並びに区市町村及び消費者の利益の擁護を図るための活動を行う法人その他の団体であつて知事が別に定めるものの依頼に係る事件のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、その公正かつ速やかな解決を図るため、あつせん、調停等を行う知事の附属機関として、東京都消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員28人以内をもって組織する。

- | | |
|-------------|-------|
| 一 学識経験を有する者 | 16人以内 |
| 二 消費者 | 6人以内 |
| 三 事業者 | 6人以内 |

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事項に係る紛争のあつせん、調停等を行うため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

5 専門の事項を調査するため必要があるときは、委員会に専門員を置くことができる。

6 委員、臨時委員及び専門員は、非常勤とする。

7 委員会は、部会を設置し、紛争のあつせん、調停等を行わせることができる。

8 委員会は、紛争を解決するため必要があると認めるときは、当事者、関係人等の出席及び資料の提出の要求その他紛争の解決に必要な調査を行うことができる。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（事件の周知）

第30条 知事は、紛争の解決を委員会に付託したときはその概要を、当該紛争が解決したとき又は解決の見込みがないと認めるときは審議の経過及び結果を明らかにして、同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図るものとする。

（消費者訴訟の援助）

第31条 知事は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が、事業者を相手に訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合で、次に掲げる要件（都民の消費生活に特に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、第1号に掲げる要件は除く。）を満たすときは、委員会の意見を聴いて、当該被害者に対し、当該訴訟に係る経費（以下「訴訟資金」という。）の貸付け、当該訴訟を維持するために必要な資料の提供その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- 一 当該訴訟に係る経費が被害額を超え、又は超えるおそれがあるため、自ら訴訟により被害の救済を求めることが困難なこと。

- 二 同一又は同種の原因による被害を受けた消費者が多数生じ、又は生ずるおそれがあること。
- 三 当該被害に係る紛争の解決が委員会の審議に付されていること。
- 四 当該被害者が、当該貸付けの申込みの日前3月以上引き続き都内に住所を有すること。

(貸付けの範囲及び額)

第32条 訴訟資金の貸付けの範囲は、当該訴訟の遂行に要する裁判手続費用、弁護士費用その他訴訟に要する費用及び権利の保全に要する費用並びに強制執行に要する費用（以下「訴訟等の費用」という。）とし、その額は、規則で定める。

(貸付けの申込み)

第33条 訴訟資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申し込まなければならない。

(貸付けの決定)

第34条 知事は、前条の規定により申込みを受けたときは、委員会の意見を聴いて、訴訟資金の貸付けの適否及び範囲を決定するものとする。

(貸付利率及び償還期限)

第35条 前条の規定により決定された訴訟資金の貸付金（以下単に「貸付金」という。）は、無利子とし、その償還期限は、規則で定めるところによる。

(貸付金の償還)

第36条 訴訟資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、その償還期限が到来したときは、規則で定めるところにより、速やかに貸付金の全額を償還しなければならない。ただし、規則で定める要件に該当するときは、知事は、貸付金の即時償還を命ずることができる。

(返還債務の免除)

第37条 知事は、前条の規定にかかわらず、借受者が訴訟の結果、訴訟等の費用を償うことができないときその他やむを得ない理由により貸付金を償還することができないと認めるときは、貸付金の返還の債務の全部又は一部の償還を免除することができる。

(違約金)

第38条 第36条に規定する貸付金の償還を怠った者は、その償還すべき金額に対し、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算して得た違約金を支払わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。